

| 第284回 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録 |  |
|-------------------------------|--|
| 日 時                           | 令和5年7月19日(水曜日) 午後2時から午後3時まで  |
| 開催場所                          | 横浜市役所 18階会議室 みなと6・7  |
| 出席委員                          | 松本委員長、齋藤委員、三井委員、古田委員、河村委員、高杉委員   |
| 欠席委員                          | 田丸委員   |
| 開催形態                          | 公開(傍聴者0人)  |
| 議 案                           | 1 「第283回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について<br>2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について  |
| 決定事項                          | 1 「第283回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」を確認した。<br>2 放置自動車1件、沈船等1件を廃物とした。  |
| 議 事                           | <p>1 「第283回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について<br/>議案に基づき、事務局が作成した第283回会議録(案)について、委員長が各委員に確認を求め、各委員からの確認を得た。</p> <p>2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について<br/>議案に基づき、放置自動車1件、沈船等1件について事務局が説明を行い、委員長が各委員からの質問を求めた。</p> <p><b>【 放置自動車 】</b><br/>(整理番号15257)</p> <p><b>三井委員</b> 今まで、判定基準5の案件はあまりなかったと思います。本件は判定基準3「サイドミラーがない」にも該当しますか。</p> <p><b>事務局</b> 判定基準3ですと2つ以上の要件に該当する必要があります。本件は「サイドミラーがない」には該当しますが、それ以外に該当する項目がありません。</p> <p><b>三井委員</b> そうすると、今回は判定基準5に該当するか否かで判断するということですか。</p> <p><b>事務局</b> そのとおりです。</p> <p><b>松本委員長</b> マフラーなしというのは判定基準3の中には入りませんか。例えば、「車体が小破している」として扱うとか。</p> <p><b>事務局</b> (マフラーがなくても) 走行できないわけではないので、小破として扱うのは難しいと考えました。</p> <p><b>松本委員長</b> こういった、街の中にあるものを判定基準5で取扱うのは初めてだと思います。現在、同じような状況の放置自動車はありますか。</p> <p><b>事務局</b> 今回は、これ以上所有者を探すことが難しいということもあり、判定基準5でお諮りしています。同様の案件では、判定基準の1つは満たすが2つは満たさないというものが多いです。</p> <p><b>松本委員長</b> 放置しておくよりは早めに撤去した方がいいと思いますが、判定基準5の蓄積があまりありません。今後同じようなケースがあれば、判定基準5を適用していただけるかなと思いました。確かに、個人の財産ではあるが、公共の場所でもあるので。そのバランスかなと。</p> <p><b>河村委員</b> もう一度地図を確認させてください。</p> <p><b>事務局</b> 現場確認をしていると、偶然通りかかった近所の方が「このバイクは10年くらいずっと置いてある」とおっしゃっていました。本件の通報があったのは今年の1月ですが、実際は相当の期間放置されていたと思われます。</p> <p><b>河村委員</b> お住いの方にとっては、家の裏側にバイクが放置されているという状況ですか。</p> <p><b>事務局</b> この建物はアパートで、アパートに出入りするための階段の横にバイクが放置されています。ただ、周辺の管理状況から、アパートには住んでいないような雰囲気でした。</p> <p><b>河村委員</b> 個人的には、早く撤去した方がいいという印象を受けます。</p> <p><b>古田委員</b> 所有者の登録上の住所はこの近くですか。</p> <p><b>事務局</b> 登録上は別の区です。</p> <p><b>古田委員</b> そうすると、住んでいたところと放置場所はあまり関連性がないということですか。</p> <p><b>事務局</b> 実際は近くに住んでいたのかもしれませんが、確認する手段がないという状況です。</p> <p><b>齋藤委員</b> アパートの住人が使っていた可能性もありますか。</p> <p><b>事務局</b> その可能性もありますが、バイクの状況や近所の方のお話などから考えると、相当期間使用していなかったと思われます。</p> <p><b>松本委員長</b> 警告書を貼ってどのくらいの期間がたっていますか。</p> <p><b>事務局</b> 令和5年1月に警告書を貼っています。</p> <p><b>松本委員長</b> 整理番号 15257につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>松本委員長</b> 整理番号 15257を廃物と判定することと決定いたしました。</p> |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p><b>【 沈船等 】</b></p> <p>(整理番号 船567)</p> <p><b>松本委員長</b> 所有者の状況はどうか。</p> <p><b>事務局</b> 登録上の所有者は分かっています。平成30年から撤去を促す紙を船に貼ってあります。</p> <p><b>河村委員</b> 郵便物は届いていますか。</p> <p><b>事務局</b> はい。この場所で事業を始めて5年ほどたちますが、何度も手紙を送っています。なかなか返事がなく、ようやく連絡がついた際には「10年以上前に自分のものではなくなっている」と言っていました。所有者は市内の方で、すでに登録上の住所から引っ越しているのですが、その住所も分かっています。</p> <p><b>齋藤委員</b> 本人が「自分のものではない」と言うのは、自分で撤去したくないということもあります。売買しているということであれば売買契約書があるはずですから、次の人と交渉する必要があります。本人から詳しく聞き取り、本人の所有物であるということであれば、本人に撤去させるべきだと思います。</p> <p><b>事務局</b> 本人は「10年前に譲った。譲り先は今では分からない」と言っています。</p> <p><b>齋藤委員</b> 口頭での譲渡ですか。</p> <p><b>事務局</b> 口頭です。</p> <p><b>河村委員</b> 車だったら納税しますよね。船はどうか。</p> <p><b>事務局</b> 船についてはありません。所有者が変わった時は新しい船の所有者が所有者登録をすることになっているようです。</p> <p><b>齋藤委員</b> 正式な売買契約では登録上の名義変更もするものなのですが、今回の件は口頭だけのようですし、それ以降の手続きも行っていないということであれば、登録上の所有者に責任があるのではないかと思います。</p> <p><b>事務局</b> 本件については弁護士にも相談しており、本人が「自分のものではない」と主張している以上、登録上の所有者に責任を問うのは難しいということでした。私たちには捜査を行う権限もないので、このあたりが限度ではないかと考えています。令和元年から手を尽した上でのことであり、これ以上、事業の遅延はできない状況です。本来の責任については、真の所有者が判明すればその時点でその者に請求するという条例第23条の規定に則り、対応していきたいと考えています。</p> <p><b>古田委員</b> こういうケースは非常に多いです。口約束で転売、転売という形になっていて、最終的な所有者が分からない。小型船舶の登録は実態に即していない部分もあるので、最後の所有者を探し出すのは難しいかなと思います。事業を進めていきたいということであれば、行政で処分して、最終的に所有者が分かれば、その方に請求するのがいいのではないのでしょうか。</p> <p><b>松本委員長</b> 整理番号 船567につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p><b>各委員</b> (異議なし)</p> <p><b>松本委員長</b> 整理番号 船567を廃物と判定することと決定いたしました。</p> |
| <p>資料<br/>特記事項</p> | <p>1 資料</p> <p>(1) 「第283回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」</p> <p>(2) 放置自動車及び沈船等関連資料<br/>廃物判定委員会諮問一覧表</p> <p>2 連絡事項</p> <p>今回は、令和5年9月20日(水曜日)午後2時から、横浜市役所18階会議室 みなと6・7にて開催する予定である旨が伝えられた。</p>   |